

(再生利用対象物及び廃棄物を収納する袋の基準)

第21条 再生利用対象物及び廃棄物を収納する袋の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
 - (2) 袋の色は、市長が別に定めるものを除き、次に指定するものであること。
 - ア 家庭系再生利用対象物は、透明
 - イ 家庭系廃棄物は、透明又は白色半透明
 - ウ 事業系廃棄物は、黄色半透明
 - (3) 袋の素材は、焼却に適したものであること。
- 2 前項の基準による袋での持ち出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準によることができる。
- (1) 植木、枝及び木片については、40センチメートル以下に切断し、ひもで結束すること。
 - (2) 新聞紙、雑誌及び雑紙、段ボール、紙パック並びに紙製容器包装(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第4項に規定する容器包装廃棄物で、条例第7条第1項に規定する計画において分別して収集するものとして定めるものをいう。)については、ひもで結束すること。
 - (3) その他袋で排出することにより、袋の破損等のおそれのあるものは、市長の指示に従うこと。
- (平成13規則59・平成14規則102・一部改正)